

健康管理手帳交付申請書

様式第7号（第53条）

ふりがな				性別	男・女
氏名					
生年月日	大正 昭和	年	月	日生	
住所	〒	都道府県	市	区	町村 電話（ ）
本籍地	都道府県				

労働安全衛生法第67条の規定により、健康管理手帳を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

平成 年 月 日

住所
申請者
氏名

印

労働局長 殿

- [備考]
- 1. 労働安全衛生則第53条第3項の書類を添付すること。(注)
 - 2. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(注)・じん肺管理区分決定通知書(写し)又はじん肺管理区分等通知書(写し)
・平均賃金証明書及び平均賃金算定内訳
(無い場合は、お問い合わせ下さい。)

本様式をコピーしてご使用下さい。

じん肺法施行規則
労働安全衛生規則の改正

平成15年
4月1日より

じん肺合併症に
原発性肺がんが追加されました。

それにともない

平成15年
4月1日より

じん肺健康診断に
「肺がんに関する検査」が
追加されました。

平成15年
1月20日より

じん肺管理区分が管理2の人にも
じん肺の健康管理手帳が
交付されるようになりました。

じん肺健康診断は事業者の義務です

事業者は、粉じん作業、石綿に関連する粉じん作業に従事している労働者又は従事させたことのある労働者に対して、じん肺健康診断(就業時健康診断・定期健康診断・定期外健康診断・離職時健康診断)を実施しなければなりません。

粉じん作業従事との関連	じん肺管理区分	定期健康診断の頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2,3	1年以内ごとに1回
過去に常時粉じん作業に従事 (今は非粉じん作業)	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

大阪労働局・管下労働基準監督署

じん肺合併症に原発性肺がんが追加されました。

粉じん作業（鉱物などの掘削、金属の研磨、アーク溶接作業、はつり作業など）に就いているとじん肺になることがあります。最近の医学・医療の進歩により、じん肺の症状や合併症に対する治療法は確立されてきましたが、じん肺にり患した肺を元の健康な肺に戻す治療法はまだありません。しかし、じん肺は原因のはっきりしている病気です。事業者も粉じん作業に従事する人も、じん肺について正しく理解し、粉じんによる障害を防ぐための適切な対策（発生源対策・呼吸用保護具の着用等）を実行し、じん肺の発生及びその進行を防止することが必要です。

じん肺になるとかかりやすくなる「合併症」として、肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸があります。これらの合併症については適切な治療により症状が改善しますので、じん肺の所見がある方（管理2以上）の合併症の治療に関しては、一般に労災補償の対象となります。

肺がんについては、今までは合併症としては認められていませんでしたが、じん肺の所見がある者は肺がんにかかるリスクが高いという厚生労働省の検討会の報告がなされ、平成15年4月1日以降「原発性肺がん」がじん肺の法定合併症として取り扱われることとなりました。

じん肺健康診断に 「肺がんに関する検査」 が追加されました。

現在粉じん作業に従事している労働者に対し、定期に行われるじん肺健康診断でじん肺の所見があると診断された場合（管理区分1で新たに所見が認められた人、管理区分2又は3の人）は、肺がんに関する検査を実施しなければなりません。

過去に粉じん作業に従事していたじん肺管理区分が2の労働者に対しては、じん肺健康診断を3年に1回行わなければなりません。じん肺健康診断を行わない年の一般の定期健康診断において、「肺がんにかかっている疑いがないと診断されたとき」以外のときは、定期外じん肺健康診断（肺がんに関する検査）を行わなければなりません。

注「肺がんにかかっている疑いがないと診断されたとき」とは、定期健康診断個人票にその旨の記載がある場合等をいいます。

肺がんに関する検査とは、「胸部らせんCT検査」と「喀痰細胞診^{かくたん}」です。胸部らせんCT検査は、早期の肺がんを見つけることができ、これまでのCTに比べてエックス線の照射時間が短くて済みます。喀痰細胞診は、痰の中にがん細胞などの異常な細胞がないか調べる検査です。

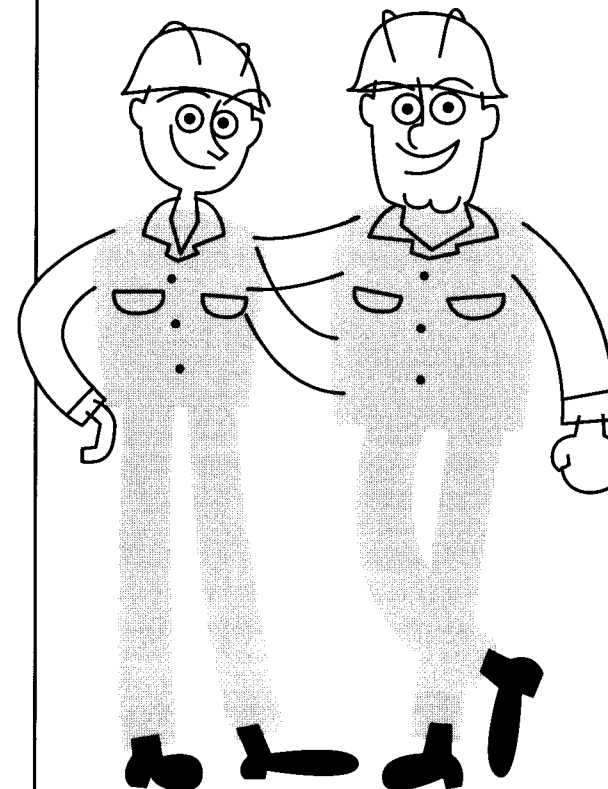
※肺がんに関する検査の実施について、事前にじん肺健康診断を委託している健康診断機関や医療機関と相談してください。

じん肺管理区分が**管理2**の人にも じん肺の**健康管理手帳**が 交付されるようになりました。

健康管理手帳は、ある一定の有害な業務に就いていた人が離職した場合、在職中には会社で受けることができた有害業務にかかる健康診断を受けることができなくなるため、国が会社に代わってその費用を負担し、退職後にも健康管理を行えるようにするための制度です。

じん肺にかかる健康管理手帳は、じん肺の管理区分が管理3の人についてのみ交付されていましたが、管理2で離職した人は、在職中には会社でじん肺健康診断を受けることができたが、退職後は自ら健康診断を受診するしか、じん肺の健康管理をする方法がなかったわけです。

管理2の人についても、今回の改正で健康管理手帳が交付されることになり、国の費用で健康管理（肺がんに関する検査）が行えることになりました。



じん肺の健康管理手帳が交付されるのは、

- ①管理2または3の決定*を受けている人が退職した場合
- ②すでに退職している人で、在職中に管理2または3の決定*を受けている場合
- ③すでに退職している人が、退職後に管理2または3の決定*を受けた場合

※「決定」を受けるためには、都道府県労働局へじん肺管理区分決定の手続きをする必要があります。

いずれの場合にも、所定の様式（裏面）で労働局長あて交付の申請をすることが必要です。

①または②の場合は、
→会社の所在地を管轄する労働局へ、申請してください。

③の場合は、
→本人の住所地を管轄する労働局へ申請してください。